

# 令和8年度 入札契約制度・経営事項審査制度等説明資料

## 目 次

(1) 経営事項審査の項目及び基準の改正について . . . . .	1
(2) 令和7年度建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査の結果について . . . . .	13
(3) 下請報告を怠った場合の指名停止の運用について . . . . .	16
(4) 中間前金払制度について . . . . .	18
(5) 総合評価落札方式（工事）評価項目等の見直し概要について . . . . .	20
(6) 令和8年4月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について . . . . .	21
(7) 中東情勢の変化等によるエネルギーコスト等の取引価格を反映したスライド条項（契約約款第25条）の柔軟な運用について . . . . .	23
(8) 令和8年度建設産業振興関係の取組について . . . . .	25
(9) 青森県よろず支援拠点について . . . . .	28
(10) 地域建設業経営強化融資制度の取組について . . . . .	34
(11) 建設業退職金共済制度について . . . . .	36
(12) 防衛省発注予定工事について . . . . .	41
(13) 青森県DX総合窓口について . . . . .	46

# 経営事項審査の項目及び基準の改正について

## I 経営事項審査の受付方法について

青森県知事許可業者の経営事項審査申請は、郵送又は電子申請システムにより受付します。

経営事項審査を希望する方は、提出書類等の詳細について青森県建設業ポータルサイト内「経営事項審査」ページに掲載している、「経営事項審査申請の手引き（令和8年4月改正）」又は「経営事項審査申請の手引き（電子申請用）」を御確認の上、監理課宛てに書類等を郵送又は電子申請して下さるようお願いいたします。

## II 経営事項審査の制度改正（令和8年7月1日改正）について

経営事項審査の審査項目の改正について、令和8年7月1日以降に申請される経営事項審査から適用されます。（参考資料1）

※令和8年6月30日までの経営事項審査は、現行（改正前）の審査項目により行いますので御注意ください。

### 1 改正の背景

- (1) 建設業界が直面する深刻な担い手不足
- (2) 災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押し
- (3) 建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

### 2 改正内容

- (1) 「**建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度**」の宣言状況について加点項目として追加（5点）（**審査基準日が宣言日以降**であり、**宣言書**と**誓約書**が提出されている場合に加点）

#### ア 宣言書

国土交通省の「**建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイト**」にログインし、入力・登録します。登録後、「宣言書」の写しを印刷して提出します。

#### イ 誓約書（様式第7号）

宣言書に記載した取組内容について、取組開始日以降に確実に「行う/行っている」ことを誓約する書面です。（参考資料2）

- (2) 「**建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況**」の加点配分の見直し（最大15点→10点）

- (3) 「**建設機械の保有状況**」の**加点対象となる建設機械の対象拡大**

ア 「**不整地運搬車**」（労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車）

イ 「**アスファルト・フィニッシャ**」（自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載がある大型特殊自動車）

- (4) 「**社会保険加入に関する評価項目**」の削除

ア 雇用保険の加入状況

イ 健康保険の加入状況

ウ 厚生年金保険の加入状況

を「その他の審査項目（社会性等）」から削除

### Ⅲ 経営事項審査の再審査について

令和8年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、改正前の審査基準で青森県の審査の結果通知を受けている方は、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、令和8年10月28日（水）まで、改正に係る事項について再審査を申立てることができます。

#### 1 再審査対象項目

- (1) 国土交通省の「**建設技能者を大切に**する企業の自主宣言制度」の宣言状況
- (2) 「**建設機械の保有状況**」の加点対象となる**建設機械**の追加

#### 2 再審査の申立て受付期間

改正の施行日（令和8年7月1日）から120日以内 **※令和8年10月28日（水）必着**

#### 3 再審査の対象者

令和8年7月1日改正前の経営事項審査の基準による経営事項審査結果通知書をお持ちの方が対象です。

ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7か月以内であるものに限りです。

なお、再審査の申立てにより経営事項審査の有効期限が延長されるものではありません。

#### 4 受付方法及び審査手数料

郵送による受付（「**経営事項審査再申請**」と朱書きしてください。）

審査手数料は無料

#### 5 提出書類

①～④は正・副1部ずつ、⑤～⑦は1部提出してください。

①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の14）

②その他の審査項目（社会性等）

③建設機械の保有状況表（対象機械追加の場合のみ提出）

④「建設技能者を大切に

する企業の自主宣言制度」に関する宣言書と誓約書（「有」の場合のみ提出）

⑤前回受審の経営事項審査結果通知書の写し

⑥前回受審の経営事項審査申請書（本人控）の写し

⑦返信用封筒（180円切手貼付）

#### 6 留意事項

- ・再審査対象項目以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。
- ・今回の改正において、再審査の受審は基本的に**任意**です。入札参加資格申請をしている国、県、市町村等の各発注機関の取扱いについては、各発注機関へ御確認ください。
- ・記載例を参考にして作成してください。（参考資料3）

## IV その他留意点について

### 建設技術センターで確認を受ける際の提出書類について

- (1) 技術職員名簿の技士補の取扱いについて
  - ・ 1級技士補のみでは記載できません。
  - ・ 技士補の資格に加えて「主任技術者要件を満たす資格（監理技術者資格など）」の保有が必要となります。（例：主任技術者の資格があれば「コード005）」
  - ・ 技士補+（資格取得後からの）実務経験であれば、経審コード表を参照し、1\*、1○が記載している業種で記載可能です。
- (2) 雇用保険資格喪失届について
  - ・ 原本から直接コピーし、縮小、拡大はしないでください。
  - ・ 審査基準日以降に退職している場合、資格喪失確認通知書の写しを提出してください。
  - ・ 雇用から1年経過せずに退職している場合、有期ではなかったことの証明が必要となり離職票などの提出を求められることがあります。
  - ・ 個人番号（マイナンバー）記載部分には、必ず黒塗りをしてください。
- (3) 社会保険標準報酬決定通知書について
  - ・ 審査基準日以降に退職している場合、社会保険喪失確認通知書の写しを提出してください。
  - ・ 通知書が一覧表の場合で職員の人数が20名以上いる場合、通知書氏名横に名簿の通番を記載してください。
  - ・ 被保険者の記号、番号には必ず黒塗りをしてください。
- (4) 技術職員資格の写しについて
  - ・ 前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要です。
  - ・ 監理技術者資格者証は、審査基準日時点で表裏ともに有効期限内（5年更新）か確認してください。（特に裏面）
  - ・ 勤務先が変わったなど記載事項に変更がある場合は、建設業技術者センターで所定の手続きをし、変更後のものを提出してください。
- (5) 若年新規について
  - ・ 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年間）の該当者であるか確認してください。
- (6) 実務経験証明書の記入方法について
  - ・ 原則として、1行ごとに片落として（1か月分除いて）計算してください。
  - ・ 経験年数について、実際に従事した工事に関し実務経験年数を記載してください。

# 経営事項審査の主な改正事項 (令和8年7月1日施行)

## 1. 経営事項審査の改正の視点

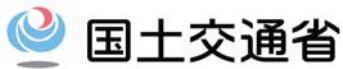
(1) 経営事項審査の審査点への影響

## 2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

(1) 「『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設  
※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

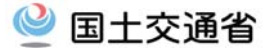
(2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

(3) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除(改正前:W1-1~W1-3)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1. 経営事項審査の改正の視点



令和8年7月1日以降の申請で適用

### 改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

### ① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、  
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

**『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言状況について加点項目として追加(5点)**

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

### ② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで  
災害対応力強化を図ることが必要

**加点対象機械の拡大**

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

### ③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、  
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

**社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)**

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

# 1 - (1) 経営事項審査の審査点への影響

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 本改正に伴い、その他審査項目(社会性等)の最低点ならびに総合評定値の最低点が変更となる。

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	最高点:2,073点 最低点:▲788点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W$	最高点:2,159点 最低点:163点	

# 2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無に関する評価項目の新設。  
※あわせて「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し。
- 「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大。
- 「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除。

### 〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の加入状況	0/-40
②健康保険の加入状況	0/-40
③厚生年金保険の加入状況	0/-40
④建退共の加入状況	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度の加入状況	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210

削除

### 〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共の加入状況	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度の加入状況	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種他に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90

配点見直し

新設

拡大

## 2- (1) 『建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度』の宣言の有無(新設)

※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し

令和8年7月1日以降の申請で適用

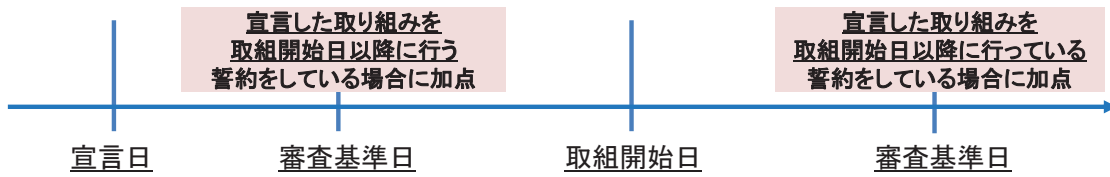
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にしている企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言状況を評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

### 【加点措置の要件】

- 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

### 【誓約内容】

- 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

## 2- (2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- 今般、現在の加点対象機械に加え、災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を評価することとした。

### 現行

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン  
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ  
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



### 追加

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルト・フィニッシャ



・道路舗装

〈参考〉: 加点評価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

## 2- (3) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除(改正前:W1-1~W1-3)

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の加入が追加された。
- 建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
- したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとした。

### W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

#### W1-1~W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40



審査項目から削除

様式第 7 号

(用紙 A4)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣または都道府県知事及び一般社団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

年 月 日

住所  
商号又は氏名  
代表者氏名

申請区分  (A.取り組みを行う。B.取り組みを行っている。)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

## 記載要領

- 1 「行う/行っている」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A.取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B.取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
20001

~~経営規模等評価申請書~~  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

令和 年 月 日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

**再審査申立の場合はここを抹消**

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請代理人 \_\_\_\_\_ 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
青森県 知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01 令和 年 月 日	令和 年 月 日	15- 20

申請時の許可番号	02 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可 ( 般 ) 第 号 令和 年 月 日
----------	---

**再審査提出時において有効な許可を記載**

前回の申請時の許可番号	03 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可
-------------	------------------------

審査基準日	04 令和 年 月 日
-------	-------------

**「4」を記載**

申請等の区分	05
--------	----

**再審査提出日現在の許可状況を記載**

法人又は個人の別	07 (1.法人) (2.個人) (千円)
----------	-----------------------

商号又は名称のフリガナ	08
-------------	----

商号又は名称	09
--------	----

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10
-----------------	----

代表者又は個人の氏名	11
------------	----

主たる営業所の所在地市区町村コード	12
-------------------	----

主たる営業所の所在地	13
------------	----

郵便番号	14	電話番号	10 15 20
------	----	------	----------

土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

許可を受けている建設業	15 (1.一般) (2.特定)
-------------	------------------

**前回の申請と同一**

経営規模等評価対象建設業	16
--------------	----

前回の申請と同一

項番

自己資本額 (千円) (1. 基準決算) (2. 2期平均)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

前回の結果通知書の真ん中「行政庁記入欄」の番号「XX-XXXXXX」を記入

旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の右上に表示）を記入

経営状況改善計画の再審査の申立を行う者について平仮名で記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和8年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

この内容を記載

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		前回の申請と同一	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 1 3 [1.有、2.無]		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 3 [1.有、2.無]		
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 3 3 [1.有、2.無]		
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 4 3 [1.該当、2.非該当]	技術職員数(A) (人)	若年技術職員数(B) (人) 若年技術職員の割合(B/A)
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5 3 [1.該当、2.非該当]		新規若年技術職員数(C) (人) 新規若年技術職員の割合(C/A)
CPD単位取得数	4 6 3 5 10 (単位)	技術者数 11 15 (人)	
技能レベル向上者数	4 7 3 5 (人)	技能者数 9 10 (人)	控除対象者数 15 20 (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	4 8 3 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	4 9 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 0 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]		
建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無	5 2 3 [1.有、2.無]	改正の内容を反映<様式第7号の添付が必要>	
建設業の営業継続の状況		前回の申請と同一	
営業年数	5 3 3 5 (年)	初めて許可(令和 年 月 日) 変更期間 (年 月 日)	備考(組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 3 [1.有、2.無]	再生手続又は更生手続開始決定日 (令和 年 月 日)	再生計画又は更生計画認可日 (令和 年 月 日)
		再生手続又は更生手続終結決定日 (令和 年 月 日)	
防災活動への貢献の状況			
防災協定の締結の有無	5 5 3 [1.有、2.無]		
法令遵守の状況			
営業停止処分の有無	5 6 3 [1.有、2.無]		
指示処分の有無	5 7 3 [1.有、2.無]		
建設業の経理の状況			
監査の受審状況	5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]		
公認会計士等の数	5 9 3 5 (人)		
二級登録経理試験合格者等の数	6 0 3 5 (人)		
研究開発の状況			
研究開発費(2期平均)	6 1 3 5 10 (千円)	審査対象事業年度 (千円)	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 (千円)
建設機械の保有状況		改正の内容を反映<所有を証する契約書等及び動作を保証する自動車検査証記録事項又は特定自主検査記録表が必要>	
建設機械の所有及びリース台数	6 2 3 5 (台)		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		前回の申請と同一	
エコアクション21の認証の有無	6 3 3 [1.有、2.無]		
ISO9001の登録の有無	6 4 3 [1.有、2.無]		
ISO14001の登録の有無	6 5 3 [1.有、2.無]		

# 令和7年度建設業法第31条第1項の規定に基づく 立入検査の結果について

## 1 検査の目的

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため。

## 2 検査対象者

「青森県知事許可業者かつ有資格建設業者名簿登載業者」である者の中から、下記の選定基準に基づき、50者を選定しました。

なお、本基準における「県発注工事」とは、令和6年7月1日から令和7年6月30日までに完成した工事としています。

### [選定基準]

- ア 前回の立入検査（令和6年度実施）において、勧告又は指導を受けた者から改善内容の実施状況について、建設業法の規定に基づく報告を求め、その実施状況に疑義がある者
- イ 国土交通省が実施した令和6年度下請取引等実態調査結果において、「しわ寄せ」を行った建設業者として名指しされた者
- ウ 上記ア及びイに該当しない者のうち、直近5回の立入検査を受検していない者であって、県発注工事において、元請人として契約する一次下請契約の請負代金総額の上位者のうち、選定目安数に達するまでの者

## 3 立入検査の結果

検査を行った50者のうち、46者に改善を要する事案が確認されました。

これらの業者に対して、建設業法第41条第1項の規定に基づき、令和7年12月19日付で書面による勧告又は指導を実施し、令和8年3月14日までに改善状況報告書の提出を求めました。

勧告及び指導の対象となった主な内容は、次のとおりです。

### ①勧告（建設業法に抵触する行為）

- ・法令に基づく見積期間の未設定又は日数不足 (6者)
- ・契約書の記載内容が不十分 (14者)
- ・変更時の契約締結が不適切 (5者)
- ・支払期日の超過 (5者)

### ②指導（建設産業における生産システム合理化指針等に抵触する行為）

- ・書面による見積依頼の未実施 (14者)
- ・工事種別毎の材料費、労務費等の内訳を見積書に明示させていない (14者)
- ・工事の工程毎の作業日数等を見積書に記載させていない※ (42者)
- ・帳簿（建設業法第40条の3に規定）の未整備 (12者)

※根拠法令：建設業法第20条第1項

## 4 改善状況の確認

勧告又は指導を受けた者から報告期限までに改善状況報告書が提出され、その報告内容を確認したところ、適切であると認められました。

## 5 その他

指導の割合が多かった見積りに関する内容について、別紙のとおり「見積書作成に当たっての留意点」をお示ししますので活用いただき、適正な下請取引に努められるようお願いいたします。

# 見積書作成に当たっての留意点

自社の見積書を作成する際又は注文者として受注者から見積書を受け取る際には、以下の点に留意願います。

## 1. 「工事の種別」ごとに「経費の内訳」を記載！

(努力義務)

- 材料費 (直接工事費の内訳)
- 労務費 (直接工事費の内訳)
- 法定福利費 (現場管理費の内訳)
- 建設業退職金共済契約に係る掛金 (現場管理費の内訳)
- 安全衛生経費 (工事原価の内訳)

## 2. 「工事の工程」ごとに 日数を記載！

(努力義務)

- 作業日数
- 準備日数

令和7年度立入検査  
84%が指導対象！

## 3. 見積依頼は書面又は電子メール等で（口頭NG）！

## 4. 十分な見積期間を確保！

- 下請工事の予定価格が
- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) 500万円未満の場合          | 中1日    |
| (2) 500万円以上5,000万円未満の工事 | 中10日以上 |
| (3) 5,000万円以上の場合        | 中15日以上 |
- ※ (2)・(3) はやむを得ない事情がある場合は、見積期間をそれぞれ5日以内に限り短縮することができる。

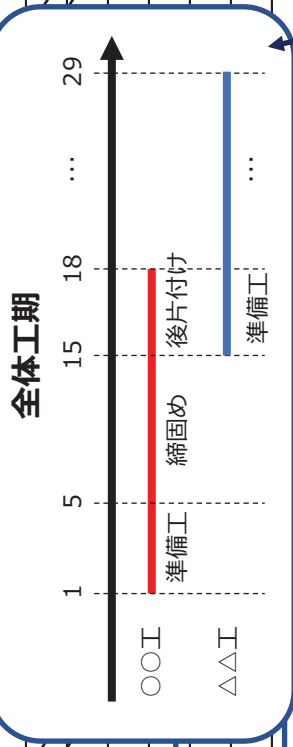
## 5. 変更工事を行う際も、

適正な見積り手続&書面による変更契約は必須！

工事の工程ごとに  
準備日数・作業日数を記載

工種	種別	細別・規格	単位	数量	単価	金額	備考
〇〇工	掘削・埋戻し・溝畔転圧	ブルドーザ敷均し締固め	一式	1.000	75,800	75,800	※予定工程 準備工 5日 締固め 10日 後片付け 3日
△△工	△△設備据付工	△△設備据付け	一式	1.000	900,000	900,000	※予定工程 準備工 3日 機械据付け 5日
	附帯設備取付工	△△設置	一式	1.000	300,000	300,000	試運転・調整 3日
		△△設置	一式	1.000	500,000	500,000	後片付け 1日
直接工事費			一式	1.000			
	(うち材料費)		一式	1.000			
	(うち労務費)		一式	1.000			
共通仮設費		現場環境改善費(率計上)	一式	1.000			
純工事費	現場管理費		一式	1.000			
	(うち法定福利費の事業主負担額)		一式	1.000			
	(うち建退共制度の掛金)		一式	1.000			
工事原価	(うち安全衛生経費)		一式	1.000			
	一般管理費等		一式	1.000			
工事価格			一式	1.000			

「材料費」「労務費」「法定福利費」  
「建設業退職金共済契約に係る掛金」  
「安全衛生経費」を記載



既存の作業工程表を活用し、  
工事の工程ごとに準備日数  
・作業日数を記載することも可

## 下請報告を怠った場合の指名停止の運用について

公共工事を受注した建設業者が、下請契約を締結した場合は、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされています。（民間工事においては、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が※5,000万円（建築一式工事にあつては、※8,000万円）以上となった場合に、作成します。）

なお、県発注工事では、変更後の書類の写しの提出が無いときは、青森県建設業者等指名停止要領運用基準の措置要件「(契約違反) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合」に該当し、指名停止の措置を行うこととしているので、金額変更に係る下請契約書等の写しを、必ず発注機関（監督員）へ提出してください。

※令和7年2月1日から、建設業法施行令の改正により金額が変更されています。

### 下請報告：施工体制台帳及び施工体系図について

#### ■対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結した工事

#### ■施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時に遅滞なく行わなければならない。

#### ■提出書類

- 施工体制台帳・・・様式（20）及び様式（20-1）、様式（20-2）及び様式（20-3）

##### ◎添付書類

- ①発注者との契約書の写し
- ②下請契約書等の写し（約款等の写しを含む。）
- ③配置技術者の資格を有することを証する書類の写し（元請及び下請業者）
- ④配置技術者との雇用関係を証する書面の写し（元請及び下請業者）
- ⑤一次下請契約に係る見積書の写し（県発注工事の場合）※法定福利費を内訳明示した

##### もの

- 施工体系図・・・様式（20-4）
- 作業員名簿・・・様式（20-5）

#### 注）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

◇国土交通省ホームページより

関係通達等

【施工体制台帳の作成等について（通知）】令和4年12月28日最終改正：国不建第466～467号

（参照）[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000180.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html)

公共工事の入札契約制度

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律】平成12年法律第127号

（参照）[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000169.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000169.html)

◇青森県庁ウェブサイト 県土整備部 整備企画課 ページより

『施工体制点検要領』施工技術者の適切な配置・一括下請負等の不正行為の排除の取り組み

【施工体制点検要領（令和7年4月1日以降の点検から適用）】

【施工体制台帳の作成・提出における参考資料】

（参照）<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html>

◇青森県建設業ポータルサイト

入札制度≫規則・要領等

【青森県建設業者等指名停止要領運用基準】

（参考）[https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/bid\\_rule.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/bid_rule.html)

様式集≫建設工事・建設関連業務の様式≫建設工事

（2）契約してから必要な様式

【施工体制台帳及び施工体系図】

（参照）[https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style\\_kouji.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html)

## 中間前金払制度について

### 1 制度

建設工事の契約において、受注者が前払金（請負代金額の4割以内）の受領後、更に請負代金額の2割以内で前払金を追加請求できる制度です（県発注工事では、1件の請負代金額が100万円以上の建設工事が対象となります。）。

### 2 要件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3 手続

- ① 契約担当者へ、中間前金払に係る「認定請求書」に建設工事請負契約書第11条に基づく「工事履行報告書」を添付して提出する。
- ② 保証事業会社へ、契約担当者から交付された「認定調書」の写しを添付して中間前払金保証を申し込む。
- ③ 契約担当者へ、「前払金請求書」に保証事業会社が発行した「中間前払金に関する保証証書」（原本、電子データ含む）を添付して提出する。
  - ※ 出来高検査等の手続は、不要です。
  - ※ 各様式は、「青森県建設業ポータルサイト」に掲載しています。  
アドレス [https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style\\_kouji.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html)

### 4 保証料

中間前払金の保証料率は、一律0.065%です。

#### 【計算例】

請負代金額1,000万円で中間前払金200万円の場合：1,300円

※参考（前払金保証料）

請負代金額1,000万円で前払金400万円の場合：10,000円

以上

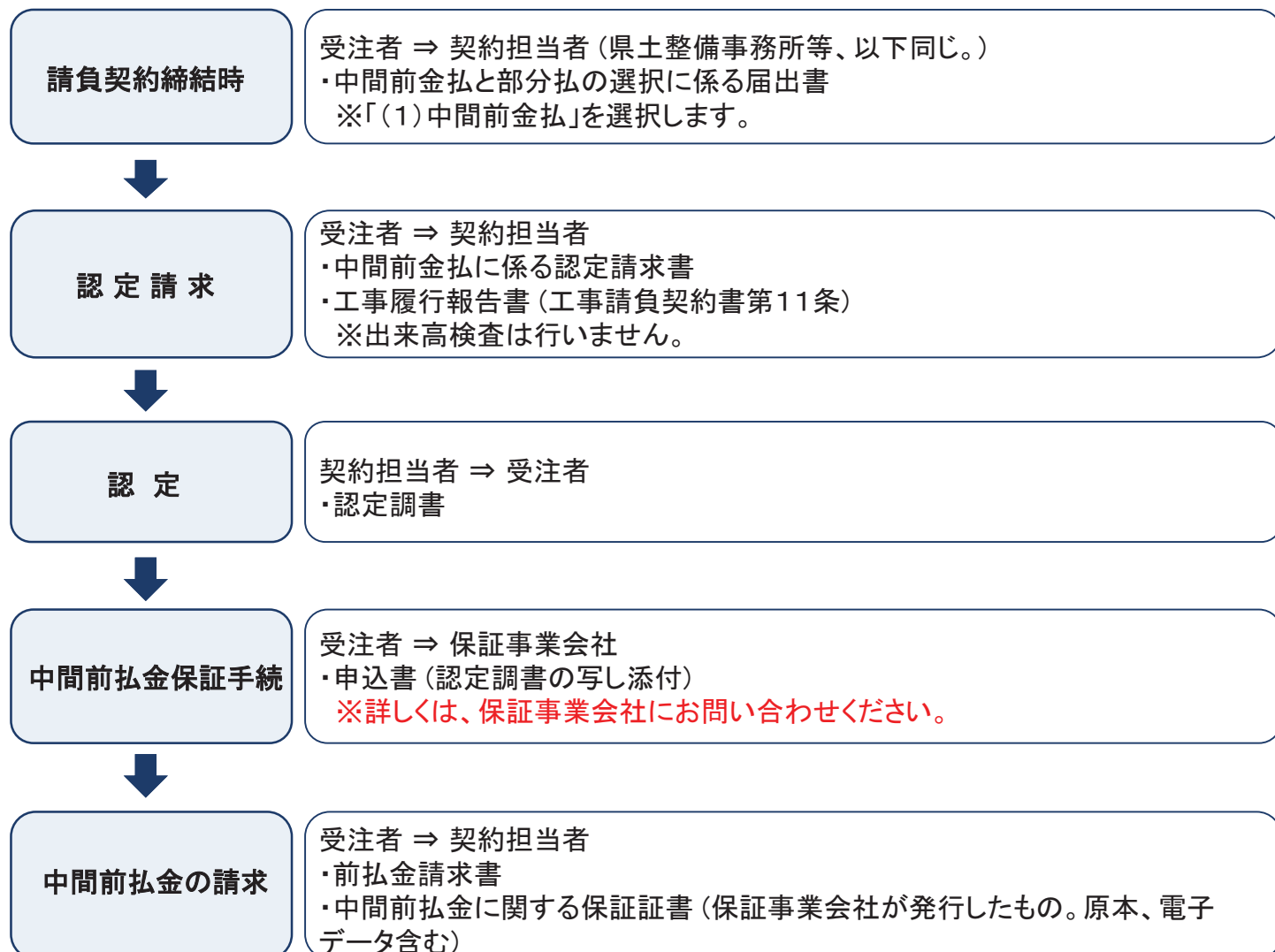
# 中間前金払と部分払の選択について

## ○中間前金払と部分払との違い

	中間前金払	部分払
請求時の 出来高検査	<b>不要</b> (書類審査で可)	<b>必要</b> (出来高検査を実施し金額を算定)
支払条件	(当初40%の前払金を請求した後) ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ③工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。	(第1回請求時) 請負代金額に対する出来高の割合が30%以上(前払金の支払を受けている場合は、40%以上)であること。

〈参考〉

## ～中間前払金を請求する場合の手続の流れ～



## 令和8年度 総合評価落札方式【工事】 評価項目等の見直し概要 (青森県県土整備部 令和8年7月改訂)

令和8年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しを行い、より一層の受注機会の拡大と、インフラ関連施設の維持を図ります。

### 受注機会の拡大

(1) 「施工実績」と「優良工事表彰」の配点の見直し

配点の大きい「施工実績の有無」及び「優良工事表彰等の有無」について、より多くの企業に受注機会が広がるように配点を見直し、より一層の受注機会の確保を図ります。

#### ①簡易型Ⅱ（基本型）

評価項目	現 状	見直し後
施工実績の有無 (企業+技術者)	4.0点 (2.0+2.0)	<b>2.0点</b> <b>(1.0+1.0)</b>
優良工事表彰等の有無 (企業+技術者)	2.0点 (1.0+1.0)	<b>1.0点</b> <b>(0.5+0.5)</b>
合計	6.0点	<b>3.0点</b>

#### ②簡易型Ⅱ（若手等チャレンジ型）

評価項目	現 状	見直し後
施工実績の有無（企業）	4.0点	<b>2.0点</b>
優良工事表彰等の有無（企業）	1.0点	<b>0.5点</b>
合計	5.0点	<b>2.5点</b>

**※施工実績の少ない企業にも受注機会が拡大**

### インフラ関連施設の維持

(2) アスファルトプラントの保有を評価項目に追加【全ての型式】

インフラ整備に重要な施設となるアスファルトプラントを保有（共同保有）、またはアスファルトプラントへ出資している企業、共同企業体として参画している企業を舗装工事において新たに加点し、継続的なプラントの維持・運営をサポートします。

# 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る 特例措置について



## 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

### 《措置の内容》

○新労務単価等の決定に伴い、対象工事の受注者は、「工事請負契約約款」第58条の定めに基づき、令和8年3月31日以前適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価等」という）による積算に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更について協議することができます。

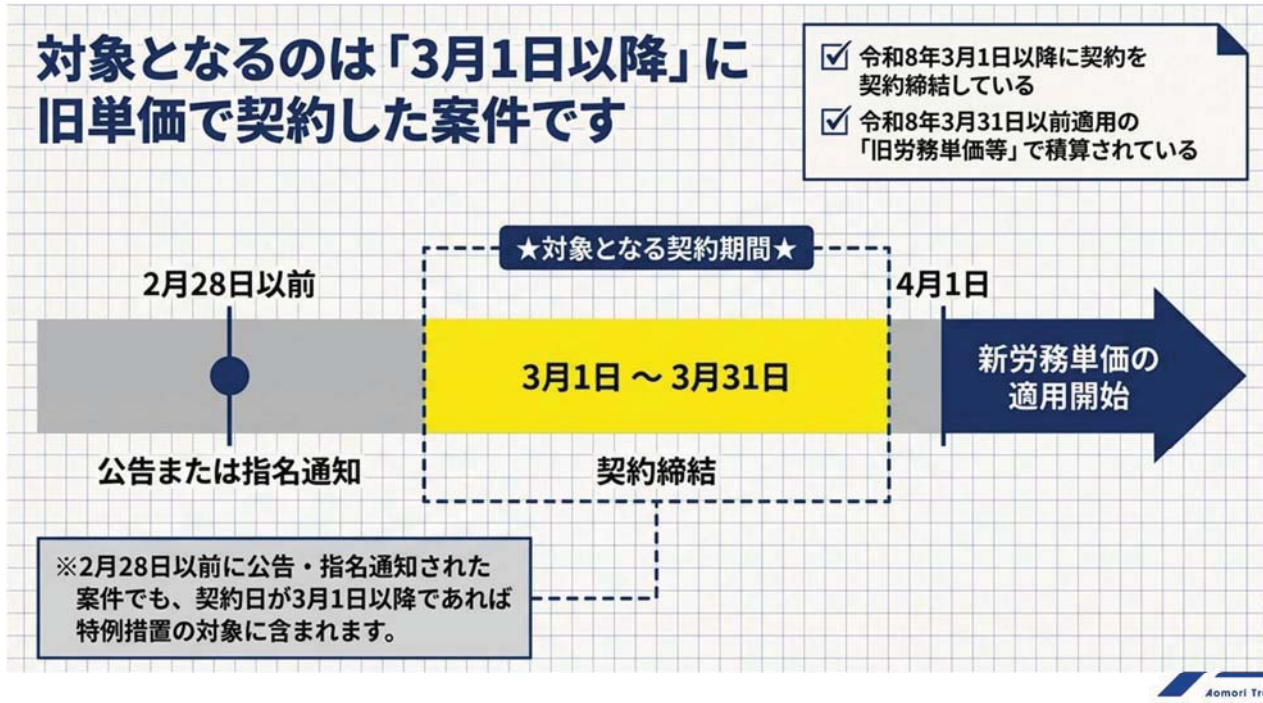
旧単価での契約を、  
新単価に引き上げる  
特例措置です



# 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

## 《対象工事》

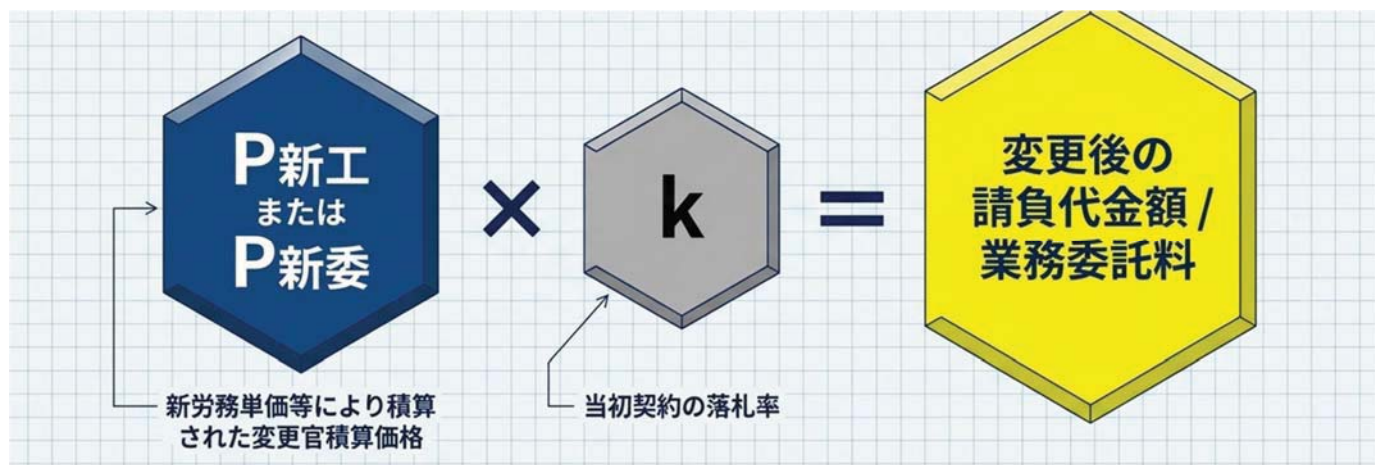
○令和8年3月1日以降に契約を締結した工事（令和8年2月28日以前に公告または指名通知した工事を含む）のうち、旧労務単価等を適用して積算している工事が対象です。



# 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

## 《請負代金額の変更》

○変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。



※落札率は、当初契約のまま維持され、基準となるベース単価（P）のみが新単価に見直される仕組みです。

●令和8年2月28日以前に契約を行った工事で、賃金等の変動による協議があった場合には、「スライド条項（契約約款第25条）」による対応も可能です。

# 中東情勢の変化等による エネルギーコスト等の取引価格を 反映したスライド条項（契約約款 第25条）の柔軟な運用について



## スライド条項の柔軟な運用について

### 《背景と目的》

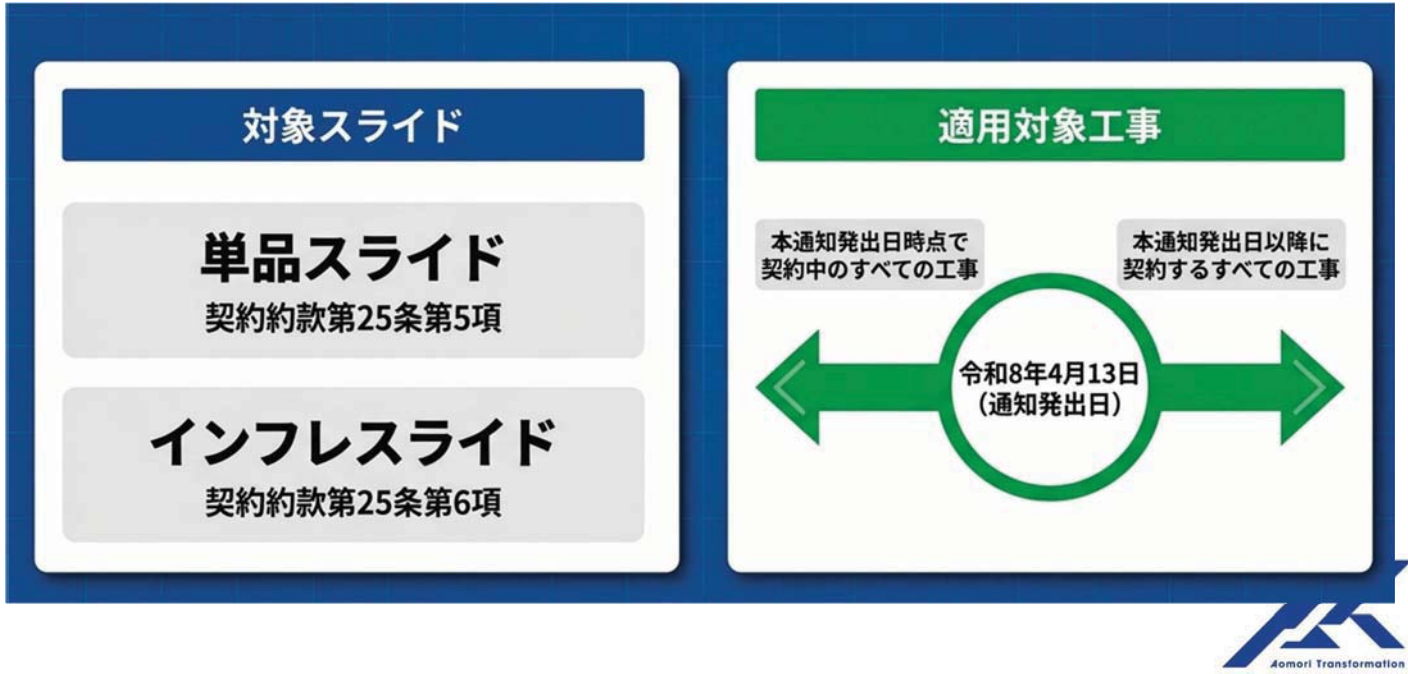
○今般の中東情勢の緊迫化により、エネルギーコストが世界的に高騰していることを踏まえ、スライド条項（契約約款第25条）について柔軟な運用を行います。



# スライド条項の柔軟な運用について

## 《適用対象となる条項と対象工事》

○スライド条項は、工事期間中に物価が大きく変わった際、受発注者からの請求により、請負代金額を見直す制度です。



# スライド条項の柔軟な運用について

## 《運用ルールの変更：残工期が2ヶ月未満でも協議・工期延長が可能》

○これまででは、受注者からの請求（インフレスライドは基準日）時点で残工期が2ヶ月以上必要でしたが、残工期が2ヶ月未満であっても、協議に応じることを原則とし、工期については受注者と協議の上、必要に応じて延長することが可能になりました。



## 令和8年度 建設産業振興関係の取組について

### 建設業の生産性向上

#### ①東北初開催！「建デジEXPO in AOMORI 2026」

ICT施工、3次元データ活用、遠隔技術など、現場で役立つ最新の建設DXを実際に体感いただける見本市を開催します。「難しそう」「自社にはまだ早い」と感じている企業にも、導入のヒントや身近な活用事例を知っていただける機会になりますので、ぜひご参加ください。

詳しくは、今後、「青森県建設業ポータルサイト」にてお知らせします。



- 日時：令和8年8月19日（水）、20日（木）いずれも10時～16時予定
- 場所：青森港新中央埠頭 青森港国際クルーズターミナル
- 内容：建設ICT、インフラDX関連事業者による技術や製品の体験型展示、セミナー等

#### ②バックオフィス業務説明会（令和8年6月9日（火）、7月10日（金）開催、申込〆切：6月1日（月））

現場とオフィスをつなぐ新しい職域とその業務の基本から、社内体制の整備方法、適切な組織マネジメント等について学ぶことができるセミナーを開催します。詳しくは建設業ポータルサイトをご確認ください。

### 建設業の担い手確保

「建設企業向けSNS求人セミナー（仮称）」を初開催します。若者の求職活動において、企業を知るツールとして活用されており、求人票だけでは伝わらない「会社の雰囲気」「働く人の魅力」等を効果的に伝えることができます。実際の発信事例、求職者に伝わる動画・投稿づくり等について分かりやすくご紹介します。詳しくは、今後、建設業ポータルサイトにてお知らせします。

- 日時：令和8年6月29日（月）、7月22日（水）いずれも14：00～16：00
- 場所：新町キューブ（青森市新町2-6-25）

### 建設業の魅力発信

主にYouTubeを活用し、建設業イメージアップ動画等による情報発信に取り組んでいます。各企業等で実施する出前授業や求人活動等においても放映するなど、ご自由にご活用ください。



### 女性活躍の推進

男女問わず誰もが働きやすい建設業界を実現するため、あおり女建ネットワーク（H27.10 設立）や業界団体と連携して、建設業への女性の入職・就業継続の促進に向けた取組を実施します。



HP、ブログでの情報発信



ネットワーク会議



建設女子現場見学会



女子学生との懇話会

今年度も女性活躍に向けた取組を実施していくとともに、**建設業で働く女性の会員（事務職の方も可）及び応援企業を募集**しています。詳しくはホームページをご覧ください。 <https://aomorikensetuko.com/71833/>

<問い合わせ先> 監理課 建設業振興グループ 電話：017-734-9706 F A X：017-734-8178

E-mail：kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

# 建設業界の働き方を変える！ 建設現場とバックオフィスの 業務連携に向けた仕組みづくり



建設現場の働き方改革のカギとなる「バックオフィス業務」。書類作成など技術者の負担を軽減し、現場管理に専念できる環境が整うだけでなく、新たな担い手の確保としても期待されています。本セミナーでは、現場とオフィスをつなぐ新しい職域とその業務の基本から、社内体制の整備方法、適切な組織マネジメントについて学べるセミナーを開催します！

(講師：一般社団法人 建設ディレクター協会)

## ✓ バックオフィス業務説明会

### 日時

令和8年6月9日(火)  
13:30～15:00  
(受付開始 13:00～)

### 内容

バックオフィスに業務に関する概要、現場とオフィスの連携の必要性等

### 対象者

- 建設企業の経営者、人事担当者
  - 技術者(現場代理人等)
  - 建設ディレクター又は候補者
- ※既に建設ディレクターを導入している企業の参加もOK

### 場所・定員

県庁西棟8階大会議室  
60名(最大)

## ✓ 経営者セミナー

### 日時

令和8年7月10日(金)  
13:30～15:30  
(受付開始 13:00～)

### 内容

バックオフィスの実例などから社内体制の整備手法、適切な組織マネジメント等の課題を示し、バックオフィスに関する理解を深める

### 対象者

バックオフィス業務説明会を受講した企業の経営者・経営幹部等

※既に建設ディレクターを導入している企業の参加もOK

### 場所・定員

県庁西棟8階889会議室  
40名(最大)

主催 青森県

お問い合わせ

県土整備部監理課建設業振興グループ

TEL:017-734-9706

Mail:kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

QRコードからお申し込みください

令和8年6月1日(月)17時まで

※定員になり次第締め切らせていただきます。  
※報道機関の取材が入る場合があります。



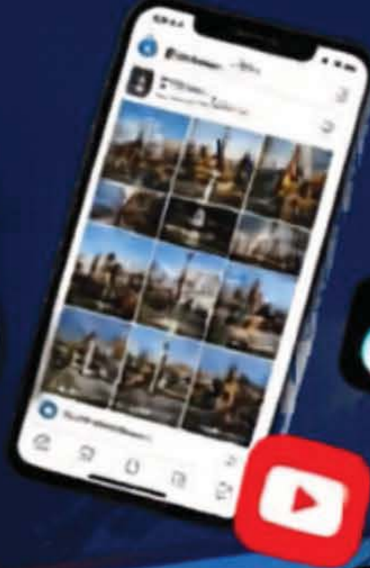
Change The Blue.

— 挑戦を支え、挑戦する県庁 —



青森県主催！

# 建設企業のための 採用 SNS 戦略セミナー



SNSで「選ばれる会社」になる方法、教えます。

SNSで  
会社の魅力を  
発信しよう！

## 第1回 導入編

日時：令和8年6月29日（月）14:00～16:00  
会場：新町キューブ3階会議室  
定員：80名  
内容：SNS採用トレンド、求職者に届く発信術、  
建設業の成功事例など

## 第2回 実践編

日時：令和8年7月22日（水）14:00～16:00  
会場：新町キューブ3階会議室  
定員：40名（第1回参加者限定）  
内容：基本的な操作やポイント、実践的な  
SNS運用方法、すぐに始められる実装  
テクニックなどを実践

## 講師



長利 卓紀 氏

株式会社LEVEA 代表取締役

地域密着型で企業の魅力を可視化しマッチングに繋げる「採用特化型SNS運用支援」を行う。SNSを通じた地元建設業界の採用ブランディングも手掛け、社内を巻き込んだ「無理しないSNS対応」にも取り組む。



蛸名 美優 氏

株式会社LEVEA 専務取締役

青森県内外の企業のSNS運用・PR支援を行う。

参加  
対象 建設企業経営者、人事担当者等

参加  
費用 無料

建設業界の  
未来をSNSで  
切り拓こう！



申込締切：令和8年 6月19日（金）17:00

QRコードまたは下記連絡先までお申し込みください。定員になり次第締め切り。



中小企業・小規模事業者・個人事業主のみなさまへ

# 経営のお困りごと

## わたしたちに

# お任せください

オンライン  
相談も

何度でも  
無料



# 95.6%

ご利用満足度



青森県よろず支援拠点は  
国が設置した無料の経営相談所です



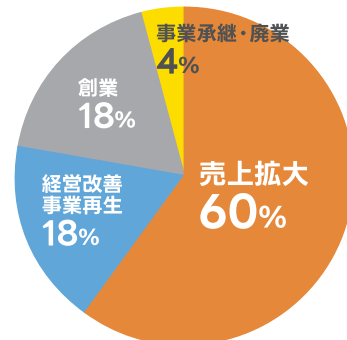
青森 よろず

# こんな方にオススメ!

まずは相談!

- ✓ 経営について何から相談して良いのかわからない
- ✓ どこに相談して良いのかわからない
- ✓ 複数の支援機関に相談してみたが解決できない
- ✓ SNSの活用やデザインについて相談したい
- ✓ 新商品開発のために補助金をつかいたい
- ✓ 起業・創業したいがどうしたら良いのかわからない

令和7年度  
相談内容



ひとつでもあてはまることがある

中小企業・小規模事業者・個人事業主の方はすぐに相談!

## 相談のながれ

相談は無料です!  
ぜひご利用ください!



01

フォームから  
ご予約

相談予約フォームからお申込みください。  
相談内容や日程などのご希望を送信してください。

フォームからの申し込みが難しい方は  
☎ 017-721-3787 (受付時間/8:30~17:15)



02

ご相談  
課題整理

現状やお悩み・課題などについてヒアリング。  
時間は60分程度がめやすです。

03

課題に応じた  
ご提案

専門性の高いコーディネーターが  
課題を整理し、現状を見すえた  
解決の方向性をご提案します。

04

実行支援

具体的な取組について  
課題の解決までサポートします。

05

継続支援

企業全体の稼ぐ力を伸ばそうとする意欲のある方には  
以下を要件に支援を継続させていただきます。

- ①決算書(またはローカルベンチマークの財務分析シート)の提出
- ②採算の可視化への着手
- ③改善意欲のある事業者による同意


05

フォローアップ

ご要望により継続支援を行います。  
定期的にフォローアップも行います。

各分野のコーディネーターが専門家ならではの視点であなたをサポートします！

経財施勞製創販生情イ人広IT




チーフコーディネーター  
**中村 貴志**

経営全般・経営計画策定支援  
施策活用・労務雇用管理

資格/中小企業診断士・特定社会保険労務士

経財施勞製創販生情イ人広IT




コーディネーター  
**奥崎 千詠子**

創業支援

資格/インキュベーション・マネジャー

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**山谷 真由美**

販路開拓・情報発信・ブランド戦略

資格/インキュベーション・マネジャー  
2級販売士

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**外崎 健児**

販路開拓・商流・物流

資格/2級販売士・中級食品表示診断士

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**菊地 祐緒美**

顧客コミュニケーション  
インバウンド対応  
人材育成・接遇・サステナブル認証

資格/グリーンキー審査員補  
(サステナブル国際認証)

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター・価格転嫁サポーター  
**小形 実**

財務会計・資金繰り・経営改善  
事業計画策定・実行支援

資格/企業経営アドバイザー  
ビジネスマネージャー

経財施勞製創販生情イ人広IT




コーディネーター  
**鎌田 いづみ**

施策活用・創業支援

資格/行政書士

経財施勞製創販生情イ人広IT




コーディネーター  
**高村 隼史**

労務雇用管理・人材育成  
就業規則

資格/社会保険労務士

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**小野 大毅**

戦略策定・生産性向上  
採用支援・組織づくり  
バックオフィス改善支援

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**大友 寛行**

経営計画策定・金融支援  
資金繰り支援

資格/金融機関出身

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**小山内 一志**

創業支援・事業計画策定支援  
資金調達支援・デジタル化支援

資格/中小企業診断士

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**藤林 葵生**

経営全般支援・経営計画策定  
計数管理・デジタル活用

資格/中小企業診断士・ITコーディネーター  
ウェブ解析士


経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**櫻庭 里穂**

SNS活用・動画作成・飲食店経営  
チラシ/ポスター作成・ライブ配信


経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**小野 康一郎**

ウェブ・IT活用・  
写真・動画撮影・ドローン

経財施勞製創販生情イ人広IT



コーディネーター  
**佐藤 圭**

IT活用・DX支援  
生産性向上

経財施勞製創販生情イ人広IT

**専門分野**

- 経財施勞製創販生情イ人広IT
- 経営全般支援
- 財務支援
- 施策活用
- 労務改善・労務管理
- 現場改善・ものづくり支援
- 創業支援
- 販路開拓支援
- 生産性向上
- 情報発信
- インバウンド
- 人材育成
- 広報
- IT・ウェブ活用
- ゼネラリスト・窓口担当
- スペシャリスト

# 相談会実施中!

弘前サテライト **毎週月・水曜日**

会場/弘前商工会議所

八戸サテライト **毎週水・金曜日**

会場/YSアリーナ八戸

出張相談会 **県内11市町/月1~2回程度**

五所川原市・黒石市・平川市・つがる市・むつ市  
十和田市・外ヶ浜町・藤崎町・板柳町・三戸町  
南部町

ビジネスサポート相談会 **月1回程度**  
**女性創業相談DAY**

会場/青森県信用保証協会 6会場  
青森営業所・弘前支所・八戸支所・むつ支所  
十和田支所・五所川原支所

相談料  
無料

オンライン相談もOK!

事務局

サテライト

定期出張相談会など

## 青森県内全域網羅!

## 青森県よろず支援拠点とは?

「よろず支援拠点」は中小企業・小規模事業者・個人事業主のみなさまからの、経営上のあらゆるご相談にお答えするために、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

中小企業・小規模事業者・個人事業主のみなさまにとって、経営上の悩みはつきものです。

その悩みは、売上げを伸ばしたいというものから、商品開発・後継者がいないという悩みまで多岐にわたります。

相談フォームからお申込みいただければ、お近くの相談会場(オンライン相談)をご案内いたします。お気軽にご連絡、ご相談ください。

オンラインも  
オフラインも  
OK!

何度でも無料!

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

## 青森県よろず支援拠点事業

☎017-721-3787

電話受付時間/8:30~17:15

よろず各種相談会/10:00~17:00

青森市新町2-4-1青森県共同ビル7階

E-mail [info@aomori-yorozu.go.jp](mailto:info@aomori-yorozu.go.jp)

<https://www.aomori-yorozu.go.jp>

経営に関する補助金やセミナーなどの  
お役立ち情報発信中!



ウェブサイト



Facebook



Instagram

デジタル化  
AI活用

製造業の  
現場改善



# 生産性向上 支援します

相談  
訪問 無料

営業事務の  
時間短縮

経理業務の  
時間短縮

飲食業の  
現場改善

販売・購買事務の  
時間短縮

あなたの会社・現場に訪問して

## 徹底的に伴走!

こんな悩みをひとりで抱えていませんか？

- 残業が減らず、人が定着しない…
- 本当は見直したいが、手作業が当たり前になっている…
- 忙しさに追われ、改善に手をつけられない…



お申込み・お問い合わせ

青森県よろず支援拠点 生産性向上支援センター

☎017-721-3787

電話受付時間／8:30～17:15

青森市新町2-4-1青森県共同ビル7階 E-mail seisansei@21aomori.or.jp

<https://www.aomori-yorozu.go.jp/seisan/>



今の現場に  
マッチした

# 生産性向上の専門家が現場を訪問し 次の一歩と一緒に考えます！

「生産性向上支援センター」は、中小企業の皆様が直面している恒常的な  
人手不足や賃上げなどの課題を、生産性向上による対応を支援するために  
国が「よろず支援拠点」内に設置した公的支援組織です。

## 制度の特徴

### POINT 1

#### 生産性向上の 専門家が支援

今の現場にマッチした  
次の一歩を専門家が  
一緒に考えます。

### POINT 2

#### 複数回の 現場訪問

「相談に行く時間がない」  
そんな心配は無用！  
サポーターが無料で  
現場にうかがいます。

### POINT 3

#### 補助金活用にも メリット

支援を受けることで  
省力化投資補助金(一般型)の  
採択審査で加点されます。  
※予定

### POINT 4

#### よろず支援拠点内での 連携支援

さまざまな経営課題に  
専門家が連携して  
支援します。

## 支援のながれ

### STEP 1

#### 相談お申込み

電話・専用フォームから  
ご相談・お申込みください。  
何度でも無料で相談する  
ことができます。

### STEP 2

#### 現場訪問

現地を訪問しお悩みや  
ご要望をヒアリングします。  
どんな小さなことでもお話  
ください。

### STEP 3

#### 課題解決提案

対話をヒントに、今の現場に  
マッチし実現可能な  
解決策をご提案します。

### STEP 4

#### 支援とフォロー

提案した解決策に取り組む  
みなさまをフォローアップ。  
途中で見つかった課題にも  
責任をもって対応します。

訪問回数(めやす) : 3~10回程度 支援専門家: 生産性向上支援サポーター ※5S・工程改善・省力化・デジタル化等の生産性向上支援や改善経験を豊富に有する者

## 支援テーマの例

### 飲食業

- 調理工程改善による歩留まり向上
- 店内や調理場レイアウトの見直しによる作業効率の改善

### 製造業

- ボトルネック工程の解消による生産効率改善
- ITを活用した業務の見える化

### 小売業

- 在庫管理、受発注業務のデジタル化による業務効率改善
- 店内レイアウト見直しによる顧客動線の改善

### サービス業

- ITシステムを用いた予約管理の最適化
- 業務マニュアル整備によるサービス品質の向上

### 建設業

- デジタル化による原価管理精度の向上
- 工程管理の可視化による稼働率向上

※支援テーマは一例です。他の業種・支援テーマについても広く支援が可能です

# お気軽にお問い合わせください！

# 元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、  
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

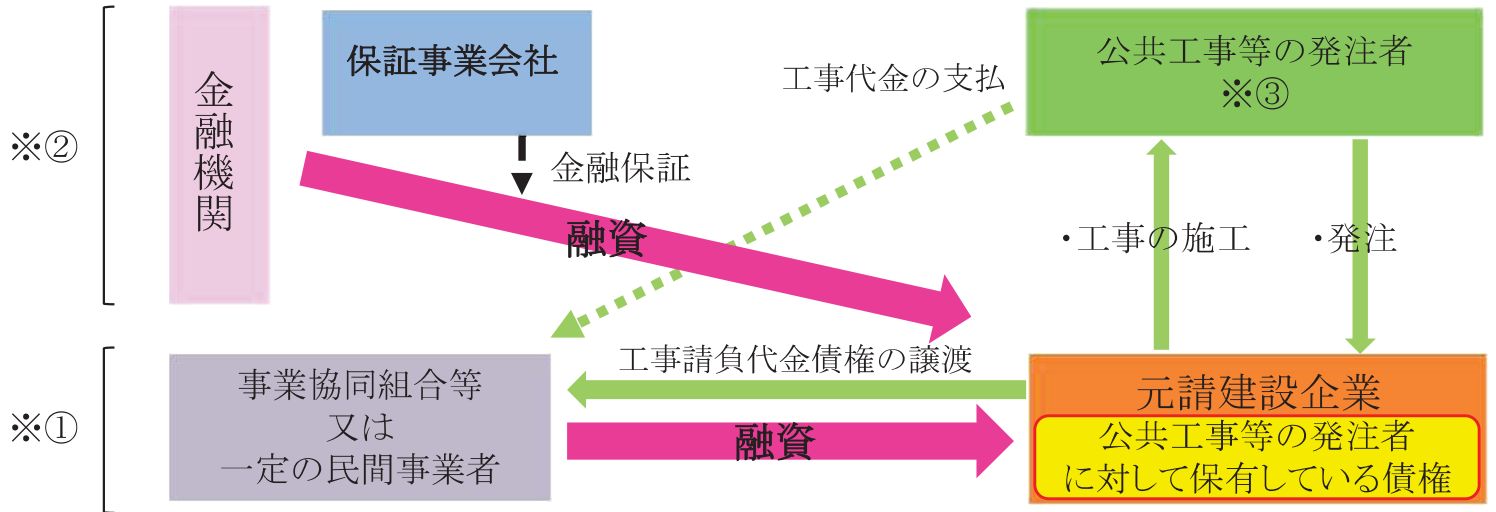
# 地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。  
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

## 制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設振興課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課第一課	06-6942-1071
中国地方整備局 建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、一般財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/>

※②について

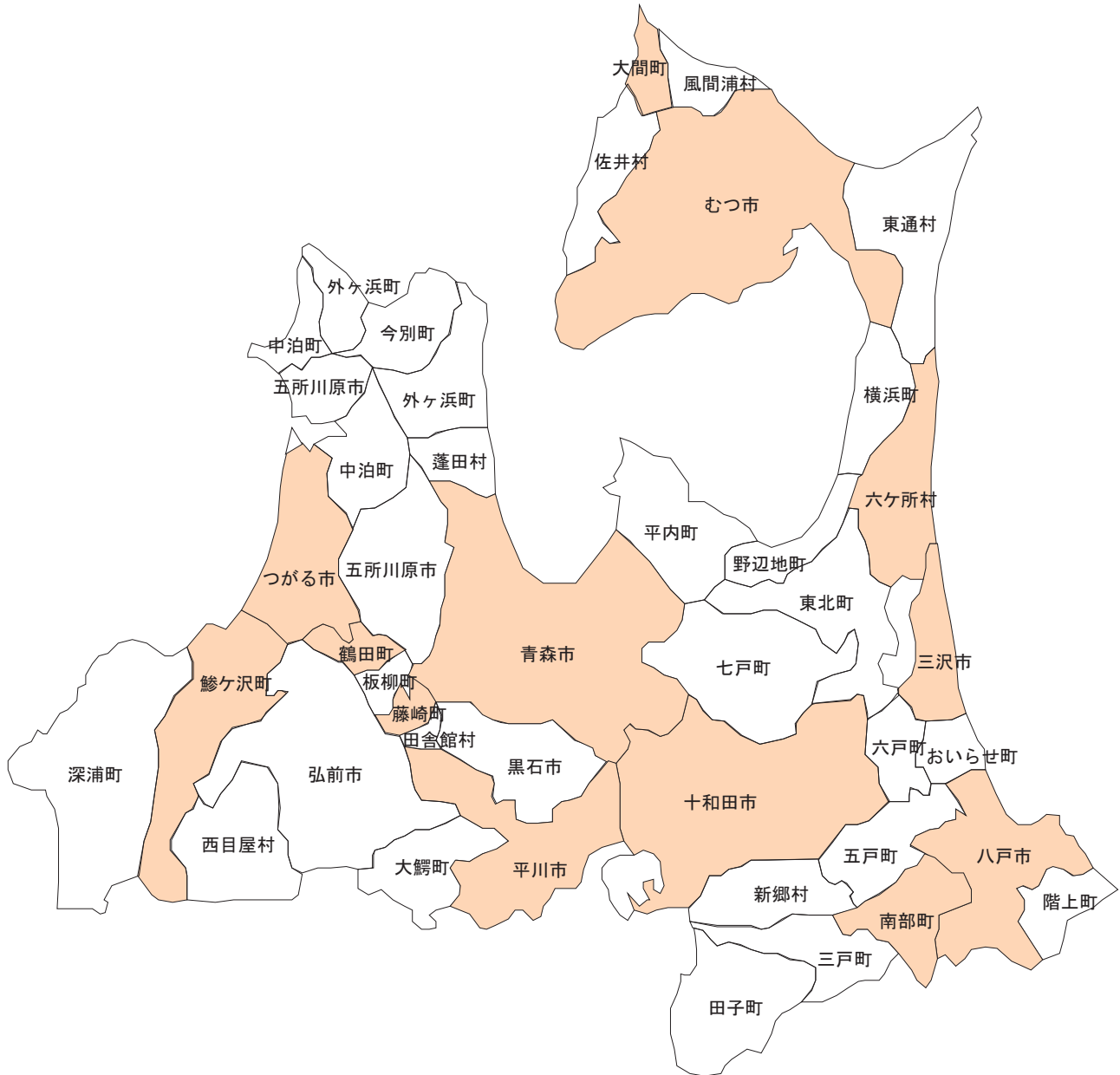
北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3552-7528
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2109

(順不同)

～制度の期限が令和13年3月31日まで延長されました～

# 「地域建設業経営強化融資制度」の導入状況

令和8年4月1日現在



<地域建設業経営強化融資制度>

	総数	導入数	導入率
市	10	7	70.0%
町	22	5	22.7%
村	8	1	12.5%
合計	40	13	32.5%

## 建設業退職金共済制度について (建退共青森県支部からのお知らせ)

### 《 内 容 》

- 建退共に参加しませんか
- 建退共制度のご案内（あらまし）
- 電子申請方式について

**建退共**  
KEN TAI KYO



建設業事業主の方へ

従業員を  
守れる会社が  
これから、きっと強くなる!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

建設業退職金共済制度は、  
建設業界の人と企業の未来を見据え、国がつくった退職金制度です。

掛金は損金扱い!  
新規加入で一部免除

電子ポイント方式なら  
手続きもカンタン!

一人親方も  
任意組合で加入できる!

詳しい情報はこちら ▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

# 建退共加入で優良企業として魅力が高められます

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。

事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を充当することで、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われます。

この業界全体で運用する退職金制度を利用することで  
労働環境として貴社の**魅力が高まり、優良な人材確保**につながります。



## 建退共制度 6つの特長

### 1 国の制度で安全確実

退職金は国で定められた基準により計算。申請などの手続きはとても簡単です。

### 2 退職金は企業間で通算

建退共加入企業であれば、勤め先が変わっても、退職金を引き継ぐことができます。

### 3 掛金が一部免除

新規加入者については、国が掛金の一部を補助（初回交付の共済手帳の50日分）します。

### 4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、損金（法人企業）、必要経費（個人事業主）として全額算入できます。

### 5 経営事項審査で加点

公共工事入札の経営事項審査で、建退共制度に加入し適切に履行している事業主は加点点評価されます。

### 6 オンラインで手続き簡単

掛金の納付はオンラインで手続き可能。業務負担の軽減と、掛金納付実態の透明化が図れます。

一人親方でも  
加入できるの？

建設業を営んでいればOK。一人親方の場合は、複数の一人親方が集まってつくる任意組合として加入できます。

任意組合とは

一人親方（一人親方とともに働く技術習得中の方も含まれます）が集まって任意組合をつくり、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度が適用されます。



2025年10月  
リニューアル!

NEW!

電子申請で業務を  
もっとスムーズに!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

電子化で、煩雑な申請や書類管理の  
手間を大幅に軽減できます。

オンラインで  
業務効率化!

工事関係書類の  
電子化にも対応!

発注機関等への  
提出作業が軽減!

詳しい情報はこちら ▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



建設業 建退共 職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

2025年(令和7年)10月

電子申請専用サイトが新しくなりました!



## 電子申請のこれまでのメリット

### 1 金融機関窓口での 共済証紙の購入が不要!

建退共の電子申請専用サイト(専用サイト)で、**共済証紙の貼付に代わる「退職金ポイント」**を購入して掛金を納めることができます。\*1

### 2 共済手帳への証紙貼付・消印や、 下請への現物交付が不要!

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前購入した**退職金ポイント**を**掛金として充当**できます。\*2

### 3 共済証紙受払簿の作成や 在庫管理が不要!

専用サイトで退職金ポイント購入額や**掛金充当額**が**自動管理**され、社内のPCで確認できます。

### 4 共済手帳の新規申込が オンラインで申請可能!

共済手帳の新規申込を**専用サイト**で申請することができます。その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。

\*1 退職金ポイントはペイジーまたは口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。

\*2 CCUS(建設キャリアアップシステム)の就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。

## リニューアル後、さらに便利に使いやすく!

### 就労実績報告作成ツールと専用サイトが一体化!

- 就労実績報告作成ツールをWeb化し、データの受け渡しが不要に
- 掛金充当にかかる日数が大幅に短縮

### CCUS(建設キャリアアップシステム)との自動連携開始で、 手続きがより簡便に!

### オンラインで申請可能な手続きを拡充!

※添付書類が必要な申請については、引き続き郵送による添付書類の提出が必要です。

電子ポイント方式の  
詳細はこちら ▶



### 旧システムをご使用の方へ

旧システムでのご使用データは、リニューアル後の電子申請専用サイトに引き継ぐことができます。

電子ポイント方式システム操作についてのお問い合わせ先〈専用コールセンター〉

TEL **0120-006-175**

【受付時間】土・日・祝を除く平日9:00~17:00



# 令和8年度の発注予定工事について

令和8年5月18日  
東北防衛局

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：建築一式工事）

【建築一式工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定 日	備考
1	海自大湊(8)宿舍改修建築工事	大湊地区	26ヵ月	26ヵ月	建築一式工事	宿舍(RC造3階建約2,100m <sup>2</sup> )改修に係る建築工事	総合評価方式 競争参加向上 型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
2	海自八戸(8)倉庫新設等建築工事	八戸航空基地	26ヵ月	26ヵ月	建築一式工事	倉庫(RC造平屋建約1,300m <sup>2</sup> )新設、ポンプ室(RC造平屋建約10m <sup>2</sup> )新設、機械室(RC造平屋建約50m <sup>2</sup> )新設、保管庫(RC造平屋建約110m <sup>2</sup> )新設、管制塔(RC造9階建約1,300m <sup>2</sup> )改修、既設建物解体に係る建築工事	総合評価方式 施工能力評価 型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:5億円以上9億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
3	三沢(8)警衛所新設建築工事	三沢基地	20ヵ月	20ヵ月	建築一式工事	哨舎(RC造/S造平屋建約240m <sup>2</sup> )新設に係る建築工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
4	三沢米軍(8)格納庫新設建築工事	三沢飛行場	30ヵ月	30ヵ月	建築一式工事	格納庫(RC造平屋建約900m <sup>2</sup> )2棟新設に係る建築工事	総合評価方式 技術提案評価 型 (基準額以上)	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:30億円以上50億円未満 金銭的保証(請負代金額の30%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：土木一式工事1）

【土木一式工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	青森(8)倉庫新設等土木工事	青森駐屯地	19ヵ月	19ヵ月	土木一式工事	【青森駐屯地】倉庫(RC造5階建約13,700m <sup>2</sup> )新設に係る付帯土木工事	総合評価方式 施工能力評価 型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
2	海自大湊(8)火薬庫新設造成工事	大湊弾薬補給所	29ヵ月	29ヵ月	土木一式工事	火薬庫(RC造平屋建4棟)新設に係る敷地造成工事	総合評価方式 技術提案評価 型 (基準額以上)	1/四半期	1/四半期	2/四半期	3/四半期	工事規模:10億円以上30億円未満・金銭的保証(請負代金額の30%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
3	海自大湊(8)火薬庫新設仮設道路整備土木工事(その1)	大湊弾薬補給所	29ヵ月	29ヵ月	土木一式工事	火薬庫(RC造平屋建4棟)新設に係る仮設道路整備工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
4	海自大湊(8)火薬庫新設仮設道路整備土木工事(その2)	大湊弾薬補給所	29ヵ月	29ヵ月	土木一式工事	火薬庫(RC造平屋建4棟)新設に係る仮設道路整備工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
5	海自大湊(8)火薬庫新設進入路整備土木工事	大湊弾薬補給所	24ヵ月	24ヵ月	土木一式工事	火薬庫(RC造平屋建4棟)新設に係る進入路整備工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
6	海自大湊(樺山)(8)外柵新設等土木工事	大湊地区総監部樺山送信所	16ヵ月	16ヵ月	土木一式工事	外柵整備	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

2

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：土木一式工事2）

【土木一式工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
7	海自大湊(近川)(8)外柵等新設土木工事	大湊地区総監部近川受信所	18ヵ月	18ヵ月	土木一式工事	外柵整備	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
8	海自大湊(8)棧橋新設工事	大湊地区総監部	22ヵ月	22ヵ月	土木一式工事	係留施設及び必要のインフラ整備	総合評価方式 技術提案評価 型 (基準額以上)	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:100億円以上200億円未満・金銭的保証(請負代金額の30%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
9	海自八戸(8)車庫新設等土木工事	八戸航空基地	16ヵ月	16ヵ月	土木一式工事	車庫(S造平屋建/RC造2階建約3,300m <sup>2</sup> )、油庫(RC造平屋建約90m <sup>2</sup> )新設に係る付帯土木工事	総合評価方式 施工能力評価 型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
10	海自八戸(8)洗機場新設等土木工事	八戸航空基地	28ヵ月	28ヵ月	土木一式工事	洗機場コンクリート舗装、倉庫(RC造平屋建約1,200m <sup>2</sup> )新設に係る付帯土木工事	総合評価方式 施工能力評価 型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
11	三沢(北東地区)(8)ユーティリティ新設土木その他工事	三沢基地	39ヵ月	39ヵ月	土木一式工事	給水管、受水槽新設	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満・金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

3

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：電気工事及び電気通信工事1）

【電気工事及び電気通信工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	弘前(8)照明設備改修工事	弘前駐屯地	8ヵ月	8ヵ月	電気工事	LED整備に係る電気工事	価格競争	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:2千万円以上5千万円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
2	陸自八戸外(8)照明設備改修工事	八戸駐屯地 六ヶ所対空射撃場	8ヵ月	8ヵ月	電気工事	LED整備に係る電気工事	価格競争	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:5千万円以上1億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
3	海自大湊(樺山外)(8)構内配電線路整備工事	大湊地区総監部 樺山送信所 大湊地区総監部 近川受信所	13ヵ月	13ヵ月	電気工事	構内外線敷設	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
4	海自大湊(樺山外)(8)構内通信線路整備工事	大湊地区総監部 樺山送信所 大湊地区総監部 近川受信所	13ヵ月	13ヵ月	電気通信工事	通信管路敷設	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
5	海自大湊(8)構内外線(棧橋)整備工事	大湊地区総監部	15ヵ月	15ヵ月	電気工事	棧橋整備に係る電気通信工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:5億円以上9億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
6	海自大湊(8)宿舍改修電気工事	大湊地区	26ヵ月	26ヵ月	電気工事	宿舍(RC造3階建約2,100m <sup>2</sup> )改修に係る電気通信工事	総合評価方式 競争参加向上型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

4

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：電気工事及び電気通信工事2）

【電気工事及び電気通信工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
7	海自八戸(8)倉庫等新設電気その他工事	八戸航空基地	26ヵ月	26ヵ月	電気工事	【八戸航空基地】倉庫(RC造平屋建1,300m <sup>2</sup> )新設、ポンプ室(RC造平屋建10m <sup>2</sup> )新設、機械室(RC造平屋建50m <sup>2</sup> )新設、保管庫(RC造平屋建110m <sup>2</sup> )新設、既設建物解体に係る付帯機械工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:5億円以上9億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
8	海自八戸(8)受配電設備整備工事	八戸航空基地	29ヵ月	29ヵ月	電気工事	管制塔(RC造9階建1,300m <sup>2</sup> )受配電設備改修、発電機設置	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
9	三沢(北東地区)(8)ユーティリティ新設電気工事	三沢基地	49ヵ月	49ヵ月	電気工事	電力線路埋設化	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:未定 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
10	三沢(8)警衛所新設電気その他工事	三沢基地	14ヵ月	14ヵ月	電気工事	哨舎(RC造/S造平屋建約240m <sup>2</sup> )新設に係る付帯電気工事、LED整備にかかる電気工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:5千万円以上1億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

5

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：管工事1）

### 【管工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	青森(8)宿舍空調設備整備工事	青森地区	15ヵ月	15ヵ月	管工事	宿舍空調設備整備に係る機械工事	価格競争	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:2千万円以上5千万円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
2	弘前(8)空調設備整備機械その他工事	弘前駐屯地	16ヵ月	16ヵ月	管工事	医務室、厚生施設内空調設備更新	総合評価方式 施工能力評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
3	陸自八戸外(8)宿舍空調設備整備工事	八戸地区 三沢地区	15ヵ月	15ヵ月	管工事	宿舍空調設備整備に係る機械工事	価格競争	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:5千万円以上1億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
4	海自大湊(8)空調設備整備機械その他工事	大湊地区総監部 樺山送信所 大湊地区総監部 近川受信所	30ヵ月	30ヵ月	管工事	【大湊地区総監部】 空調設備等改修に係る機械工事 【樺山送信所、近川受信所】 消火設備整備に係る機械工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:5億円以上9億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
5	海自大湊外(8)宿舍改修機械工事	大湊地区	30ヵ月	30ヵ月	管工事	宿舍(RC造3階建2,100m <sup>2</sup> ) 改修に係る機械工事	総合評価方式 競争参加向上型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
6	海自八戸(8)倉庫等新設機械工事	八戸航空基地	31ヵ月	31ヵ月	管工事	倉庫(RC造平屋建1,300m <sup>2</sup> ) 新設、ポンプ室(RC造平屋建10m <sup>2</sup> ) 新設、機械室(RC造平屋建50m <sup>2</sup> ) 新設、保管庫(RC造平屋建110m <sup>2</sup> ) 新設	総合評価方式 施工能力評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

6

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：管工事2）

### 【管工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
7	三沢(北東地区)(8)ユーティリティ新設機械工事	三沢基地	49ヵ月	49ヵ月	管工事	屋外給汽管整備に係る機械工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:未定 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
8	三沢(8)警衛所新設等機械工事	三沢基地 天間林中継所、 野辺地中継所	14ヵ月	14ヵ月	管工事	【三沢基地】 哨舎(RC造/S造平屋建約240m <sup>2</sup> ) 新設に係る付帯機械工事 【天間林中継所、野辺地中継所】 空調設備改修に係る機械工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:6千万円以上1億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
9	三沢米軍(8)格納庫新設等機械工事	三沢飛行場	31ヵ月	31ヵ月	管工事	格納庫(RC造平屋建約900m <sup>2</sup> ) 2棟新設に係る付帯機械工事	総合評価方式 施工能力評価型 地域評価型	1/四半期	1/四半期	2/四半期	2/四半期	工事規模:5億円以上9億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

7

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：舗装工事）

### 【舗装工事】

番号	工事件名	場所	期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	海自八戸(8)駐機場舗装工事	八戸航空基地	23ヵ月	23ヵ月	舗装工事	駐機場コンクリート舗装工事	総合評価方式 施工能力評価 型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
2	空自大湊(8)道路整備工事	大湊分屯基地	24ヵ月	24ヵ月	舗装工事	構内道路コンクリート舗装	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
3	三沢米軍(8)誘導路新設舗装工事(その3)	三沢飛行場 三沢基地	27ヵ月	27ヵ月	舗装工事	南側誘導路舗装工事、暗舎(RC造/S造平屋建約240m2)新設に係る付帯土工工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」一括審査方式
4	三沢米軍(8)誘導路新設舗装工事(その2)	三沢飛行場	25ヵ月	25ヵ月	舗装工事	北側誘導路舗装工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:3億円以上5億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」一括審査方式
5	三沢米軍(8)誘導路新設舗装工事(その1)	三沢飛行場	27ヵ月	27ヵ月	舗装工事	誘導路コンクリート舗装、航空灯火電気工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	3/四半期	3/四半期	4/四半期	4/四半期	工事規模:5億円以上9億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」一括審査方式

8

## 令和8年度の発注予定工事（青森県内：解体工事、しゅんせつ工事）

### 【解体工事】

番号	工事件名	場所	期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	三沢米軍(8)既設建物解体工事	三沢飛行場	18ヵ月	18ヵ月	解体工事	管理棟(木造平屋建約1,180m2、鉄骨造平屋建約990m2)解体工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」
2	空自大湊(8)鉄塔解体工事	大湊分屯基地	27ヵ月	9ヵ月	解体工事	鉄塔(H=10~25m14基)解体工事	総合評価方式 施工能力評価 型 地域評価型	2/四半期	2/四半期	3/四半期	3/四半期	工事規模:1億円以上3億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「国内実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

### 【しゅんせつ工事】

番号	工事件名	場所	期間	工期期間 (専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	海自大湊(8)浚渫工事	大湊地区総監部	20ヵ月	20ヵ月	しゅんせつ 工事	浚渫工事一式	総合評価方式 技術提案評価 型 (基準額以上)	2/四半期	2/四半期	3/四半期	4/四半期	工事規模:50億円以上100億円未満 金銭的保証(請負代金額の10%以上)「公共工事実績」「週休二日制工事(現場閉所型)」

9

## 青森県DX総合窓口の特徴

POINT  
01

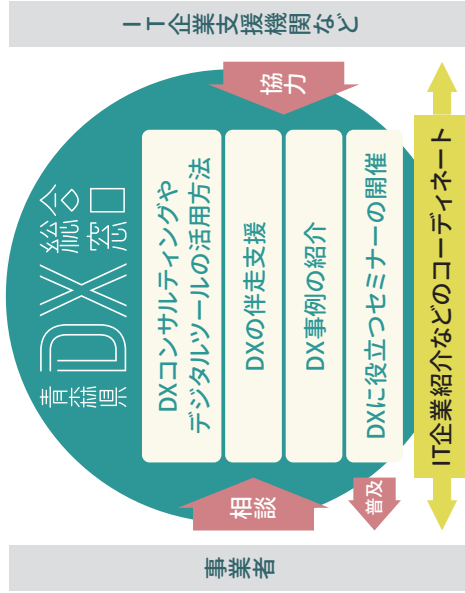
窓口への相談は無料です。

POINT  
02

窓口への相談後、専門家による伴走支援が可能です。

POINT  
03

具体的なデジタルツールの紹介や本格的なシステムを提案できるサポートIT企業とのマッチングが可能です。



青森県DX総合窓口ポータルサイトには

デジタル化・DXの事例を多数掲載中!

ご相談は無料で承っております。

デジタル化・DXに関する  
相談は無料です

青森県DX総合窓口

<https://www.dx-aomori.com>

青森 DX



受付時間

平日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始は休業)  
※事前にメール等でご連絡いただくと対応がスムーズです。

問合せ先

青森県DX総合窓口

青森県青森市古川1-8-2 倉内ビル3階  
(グラビティワーク内)

☎ 080-7699-6065

✉ info@dx-aomori.com

窓口への相談は無料



デジタル化・DXでお悩みの方へ

青森県DX総合窓口



どんな些細なお悩みでも遠慮せず  
ご相談ください。



080-7699-6065



青森県

## デジタル化・DXに取り組むメリット



**POINT 01**  
業務効率化に  
つながる



**POINT 02**  
人手不足の解消に  
つながる



**POINT 03**  
売上の向上に  
つながる

## デジタル化・DX推進で好循環の実現



業務効率化の実現で  
作業時間の確保

今いる人材で新たな  
取組ができる

新たな取組で  
売上向上につながる

デジタル化・DXはまず小さな一歩から始めてみましょう!

## 青森県DX総合窓口の相談事例



デジタル化に取り組みたいけど、  
何から始めればいいのか分からない。

### Before...

様々な業務に課題があり、何から始めたらいかがかわからなかった。また、業務が忙しくデジタル化を始めるきっかけが欲しかった。

業務の課題を可視化し、優先順位の高いものについて、ツール選定から導入まで支援を実施しました。  
優先順位の高い業務から適切なツール導入を進めたことで、勤怠・給与・経理の会計業務全体でデータの連携が取れたデジタル化を実現できました。



顧客管理をデジタル化していきたいが、  
費用を抑えてできる手段を教えてください。

### Before...

FAXや手書きメモを顧客台帳に転記していたが、顧客が増えてきたことで必要な顧客情報の確認に時間がかかったり、管理が煩雑になってしまっていた。

顧客管理状況を確認後、無料で利用できるGoogleスプレッドシートを活用し、顧客管理シートの作成、従業員へのクチャーを行いました。  
顧客管理をデジタル化することで、会社と店舗どちらでも顧客情報の入力ができ、転記業務がなくなり情報共有が迅速にできるようになりました。



相談窓口お問い合わせ

☎ 080-7699-6065



青森県DX総合窓口 > インフォメーション > お知らせ > オンライン開催：セミナー「今押さえるべき！最新生成AI & デジタル化・DX補助金トレンド速報」2026年6月9日（火）

## オンライン開催：セミナー「今押さえるべき！最新生成AI & デジタル化・DX補助金トレンド速報」2026年6月9日（火）

🕒 2026.05.15 [お知らせ](#)

お昼を  
食べながらでも  
OK!

今押さえるべき！  
**最新生成AI &  
デジタル化・DX補助金  
トレンド速報**

2026年6月9日(火)  
12:10-12:50(40分)

参加無料  
オンライン  
開催

ランチタイムの40分で  
サクッとアップデート!

5大生成AI比較 (ChatGPT, Gemini, Claude, Copilot, Grok)  
& 令和8年度の最新補助金情報

主催 青森県 (青森県DX総合窓口)

お問い合わせ  
よくある質問

「生成AIって結局どれを使えばいいの?」「今年使える補助金は?」  
忙しい経営者・担当者の皆さまへ、**ランチタイムの40分**で最新情報をお届けします。  
ChatGPT・Gemini・Claude・Copilot・Grokの**5大生成AI**を比較しながら、今すぐ業務に  
活かせるポイントを速報。  
さらに、令和8年度の**デジタル化・AI導入に活用できる補助金の最新情報**も一挙にご紹介し  
ます。  
お昼休みの40分で、今年のDX戦略のヒントをつかんでください。

[お申込みはこちら](#)

- 最新の生成AIトレンド速報
- 5大生成AI比較（ChatGPT、Gemini、Claude、Copilot、Grok）
- デモンストレーション：Claude Cowork
- 生成AI活用時のリスク解説と安全ガイド
- デジタル化・AI導入に使える補助金情報
- 青森県DX総合窓口のご案内

## 開催概要

日時	2026年6月9日(火)12:10～12:50
申込締切	セミナー開始直前まで申込可
実施形態	オンライン開催（Zoomウェビナー）
講師	青森県DX総合窓口
主な対象	全業種
受講料	無料
主催	青森県（青森県DX総合窓口）
受託運営	NPO法人あおもりIT活用サポートセンター

お問合せ

よくある質問

[お申込みはこちら](#)

前へ | [【企画提案募集】令和8年度SNS活用による青森県DX総合窓口PR業務に係る企画提案を募集します！](#)

# プロセス構築編 生成AIを活用した 業務効率化と 生産性向上

その仕事、AIで  
効率化しませんか？



参加無料 / オンライン開催

2026.7.9 木  
14:00~15:30

システムエンジニアとして組み込みシステムの開発から、業務アプリの開発に携わる。2017年からRPAを中心としたDXを推進。2020年より青森県五所川原市へリターン。青森を拠点として株式会社ディー・エヌ・エー(DeNA)のIT戦略部にて社内システムの運用保守および業務改革推進を担当している。IT全般の豊富な経験と知見を活かし、デジタルを活用した業務改革ソリューションの構築を得意としている。



講師 / 一戸 寿哉

NPO法人あおもりIT活用サポートセンター DXコンサルタント  
(本業 / 株式会社ディー・エヌ・エー)

## 参加申込方法

### スマートフォンの方

右記二次元バーコードを  
読み取りお申込みください。



### パソコンの方

以下のURLまたは「青森県DX相談窓口」で検索のうえ  
該当ページよりお申込みください。

<https://forms.gle/XL5nfJCR283uArSUA>

- ★最新AIツールを実務で試す！  
資料作成・企画立案
- ★「試す」から「使いこなす」へ！  
業務プロセスへの組込具体例
- ★最新補助金情報
- ★生成AIに関するご相談は・・・？  
▶青森県DX総合窓口の利用ステップ

「生成AIを試したことはある。でも、実際の仕事に  
どのツールをどう使えばいいのかわからない」

その一歩先に進むには、ツール選びだけでなく、『**限られた人手で、業務のどこにAIを効かせるか**』という業務プロセスの見直しが欠かせません。本セミナーでは、最新の生成AIツールを使い、資料作成や企画立案といった『**時間がかかっている業務**』をどう変えるか、を実演します。業務に合わせた使い方や成果を左右するAIへの指示の出し方といった実践スキルや情報漏洩を防ぐ設定方法に加え、DX推進担当者が直面する「社内導入をどう進めるか」などのリアルな課題にも踏み込みます。

ぜひ、生成AIを『**試す**』段階から『**使いこなす**』段階へアップデートしましょう。

今すぐ相談したい!という方はコチラ  
青森県DX総合窓口・相談フォーム



主催 / 青森県(青森県DX総合窓口)

受託運営 / NPO法人あおもりIT活用サポートセンター